

令和五年六月十六日提出
質問第一四九号

国外製スマートフォンアプリケーションの位置情報提供の強制に関する質問主意書

提出者 松原 仁

国外製スマートフォンアプリケーションの位置情報提供の強制に関する質問主意書

国内において多くの国民が利用するスマートフォンアプリケーションの一部が、国外の企業によって提供されている。これらのアプリケーションは、多岐にわたるサービスを提供しており、日本国民の生活に深く根差した存在となっているものもある。しかし、一部のアプリケーションでは、位置情報の提供が利用条件とされており、それを拒否するとサービスの利用が制限される、あるいは不可能となる事例が存在する。

国民のプライバシーとセキュリティは、我が国の法律により保護されているべきであり、また情報の自由な流通が求められる一方で、位置情報の無理な要求は国民の利益を侵害する可能性がある。特に、国外企業が提供するアプリケーションにおいて、無理な位置情報の要求があると、その情報がどのように取り扱われ、保管され、使用されるのかについての明確な説明が欠如している場合がある。これは、日本国民のデータ保護に対する深刻な懸念を引き起こす。

そこで、次のとおり質問する。

- 一 政府として、位置情報の提供が利用条件とされているスマートフォンアプリケーションについて、その数やアプリケーションプロバイダーの所在地について実態把握を行っているか。

二 前項の実態把握を進め、国民のプライバシーとセキュリティに懸念があるスマートフォンアプリケーションについては、国民に利用を控えるよう周知する必要があると考えるが、政府として如何。

三 国外製スマートフォンアプリケーションプロバイダーの場合、ガイドラインなどで不必要な位置情報の要求を行わないように定められたとしても、それを遵守する可能性は、国内の事業者よりは低いと考えるが、政府として、このような国外製スマートフォンアプリケーションプロバイダーにどのように対処していく方針が明らかにされたい。

右質問する。